

アフター・コロナ社会を見据えた 規制・制度改革について

2021年4月13日

自由民主党 行政改革本部 規制改革等に関するPT



- 1. DX対応のための規制改革**
- 2. ニューノーマルに対応したレガシー規制等の改革**

はじめに

- ◆ デジタル改革関係6法案は、韓国や中国の後塵を拝する我が国のDX競争力を高める原動力となるもの。しかし、対面規制が残るなど、そのプロセスは道半ば。
- ◆ また、コロナ禍において、生活様式の変化とともに、働き方も多様化。雇用・労働形態もこれに柔軟に対応しなければ、我が国の活力は損なわれる。
- ◆ 「第4次ベンチャーブーム」にあるといわれる我が国が、より一層のイノベーションやエコシステム形成を進めていくためには、資金調達手段の多様化等が不可欠。

Country / Economy	2020	Change	2019	Country / Economy	2020	Change	2019
USA	1	— (0)	1	Spain	33	▼ (-5)	28
Singapore	2	— (0)	2	Saudi Arabia	34	▲ (+5)	39
Denmark	3	▲ (+1)	4	Czech Republic	35	▲ (+2)	37
Sweden	4	▼ (-1)	3	Kazakhstan	36	▼ (-1)	35
Hong Kong SAR	5	▲ (+3)	8	Portugal	37	▼ (-3)	34
Switzerland	6	▼ (-1)	5	Latvia	38	▼ (-2)	36
Netherlands	7	▼ (-1)	6	Thailand	39	▲ (+1)	40
<u>Korea Rep.</u>	8	▲ (+2)	10	Cyprus	40	▲ (+14)	54
Norway	9	— (0)	9	Chile	41	▲ (+1)	42
Finland	10	▼ (-3)	7	Italy	42	▼ (-1)	41
Taiwan, China	11	▲ (+2)	13	Russia	43	▼ (-5)	38
Canada	12	▼ (-1)	11	Turkey	44	▲ (+8)	52
United Kingdom	13	▲ (+2)	15	Bulgaria	45	— (0)	45
UAE	14	▼ (-2)	12	Greece	46	▲ (+7)	53
Australia	15	▼ (-1)	14	Hungary	47	▼ (-4)	43
<u>China</u>	16	▲ (+6)	22	India	48	▼ (-4)	44
Austria	17	▲ (+3)	20	Romania	49	▼ (-3)	46
Germany	18	▼ (-1)	17	Slovak Republic	50	▼ (-3)	47
Israel	19	▼ (-3)	16	Brazil	51	▲ (+6)	57
Ireland	20	▼ (-1)	19	Croatia	52	▼ (-1)	51
Estonia	21	▲ (+8)	29	Jordan	53	▼ (-3)	50
New Zealand	22	▼ (-4)	18	Mexico	54	▼ (-5)	49
Iceland	23	▲ (+4)	27	Peru	55	▲ (+6)	61
France	24	— (0)	24	Indonesia	56	— (0)	56
Belgium	25	— (0)	25	Philippines	57	▼ (-2)	55
Malaysia	26	— (0)	26	Ukraine	58	▲ (+2)	60
<u>Japan</u>	27	▼ (-4)	23	Argentina	59	— (0)	59
Luxembourg	28	▼ (-7)	21	South Africa	60	▼ (-12)	48
Lithuania	29	▲ (+1)	30	Colombia	61	▼ (-3)	58
Qatar	30	▲ (+1)	31	Mongolia	62	— (0)	62
Slovenia	31	▲ (+1)	32	Venezuela	63	— (0)	63
Poland	32	▲ (+1)	33				

【出典】IMD World Digital Competitiveness Ranking 2020

日本における産業構造の進化

過去

現在

未来

1次産業→2次産業

農林水産業から
製造業へ



3次産業

サービス産業へ
更に情報通信が重要に



全産業

あらゆる産業で、データ・AI
IoT(ロボット・ドローン等)が必須に



あらゆる産業・
消費が大きく
変革・進展

産業の
変化

インターネットが消費者向け新サービスを創出(例: EC、オンラインバンキング)し、徐々に普及

ソフトとハードの分離により、多様なソフトウェアでの技術・サービスが進化(例: Windows)

高速通信網が消費者の生活やビジネスにおける必需品へ

デジタルによる価値創出が消費者向けサービスでより加速、産業向けでも急速に変革をもたらす

アプリとOSの分離が新たな価値創出に必要(例: App Store, Play Store)

超高速ブロードバンド網(光ファイバー、5G)が、価値創出の前提

D X 対応のための規制改革



ニューノーマルに対応した
レガシー規制等の改革

消費者と事業者の負担となる『トランザクションコスト』の低減

(参考)民間が行政に対応するためのコスト少なくとも71.2万人/年(〇〇頁参照)

高付加価値部門への業務シフト等による企業の生産性向上

新市場創出や新しい付加価値の創造

(参考)不動産D XによりGDP30兆円拡大、デンマークでは住所のベースレジストリ整備の投資対効果は27.5倍

世界一のデジタルイノベーション国家への転換

(現状)世銀発表のビジネス環境ランキング(2019年10月公表)29位

規制・制度改革の要望事項一覧 (1)

1. DX対応のための規制改革

- ① アナログ原則の撤廃 … P9
- ② AI・ブロックチェーンを前提とするための、レガシー規制の見直し … P10
- ③ 国・地方の情報システムの在り方と連動した柔軟な調達制度・会計制度改革 … P11
- ④ データ流通促進のための構造改革 … P13
- ⑤ デジタル人材育成のための規制改革パッケージ … P14
- ⑥ 規制制度のDX等を進めるための枠組みの整備
 - ・ DX法制局整備法案 … P18
 - ・ 行政対応コスト削減法案 … P19
- ⑦ 越境経済下での適切な競争環境の整備 … P21

2. ニューノーマルに対応したレガシー規制等の改革

【働き方】

- ① コロナ問題を契機とした労働法制の見直し等 … P28

【イノベーションやエコシステム形成の環境整備】

- ② AI等を活用した新たな事業融資制度の構築 … P31
- ③ 株式投資型クラウドファンディング規制の見直し … P33
- ④ リスクテイク投資家層の拡大/私募ルール見直し … P34
- ⑤ SPACの導入 … P35

【コロナからの復興】

- ⑥ 観光立国復活へ向けた旅行関連法制の一体改革 … P38

1. DX対応のための規制改革

2. ニューノーマルに対応したレガシー規制等の改革

要望事項 1 ① アナログ原則の撤廃

- 当連盟より提案しているアナログ原則撤廃リストのうち一部は今般のデジタル社会形成関係整備法案において措置が予定されているが、**まだ多くの法令等やその解釈において、対面原則、書面原則、常駐・専任配置原則などが残されている。**

【残された課題事例】 ※は要望に基づき現在対応開始/議論中

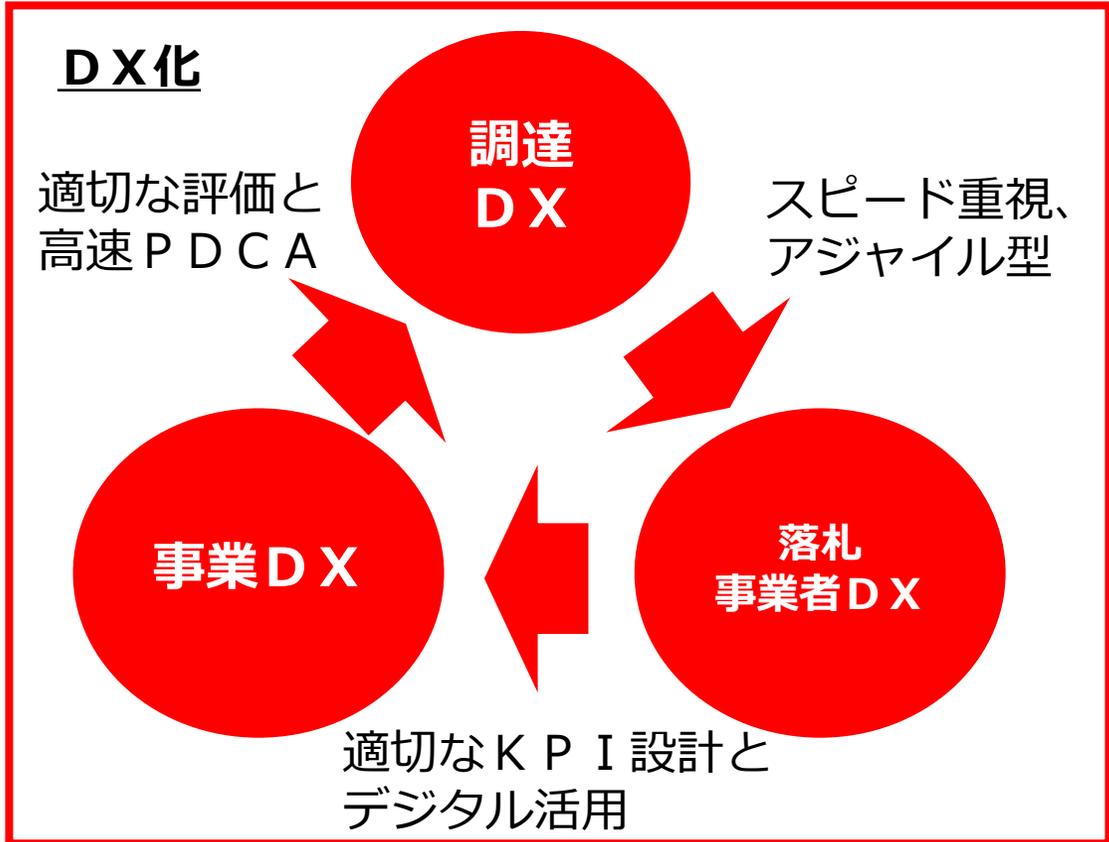
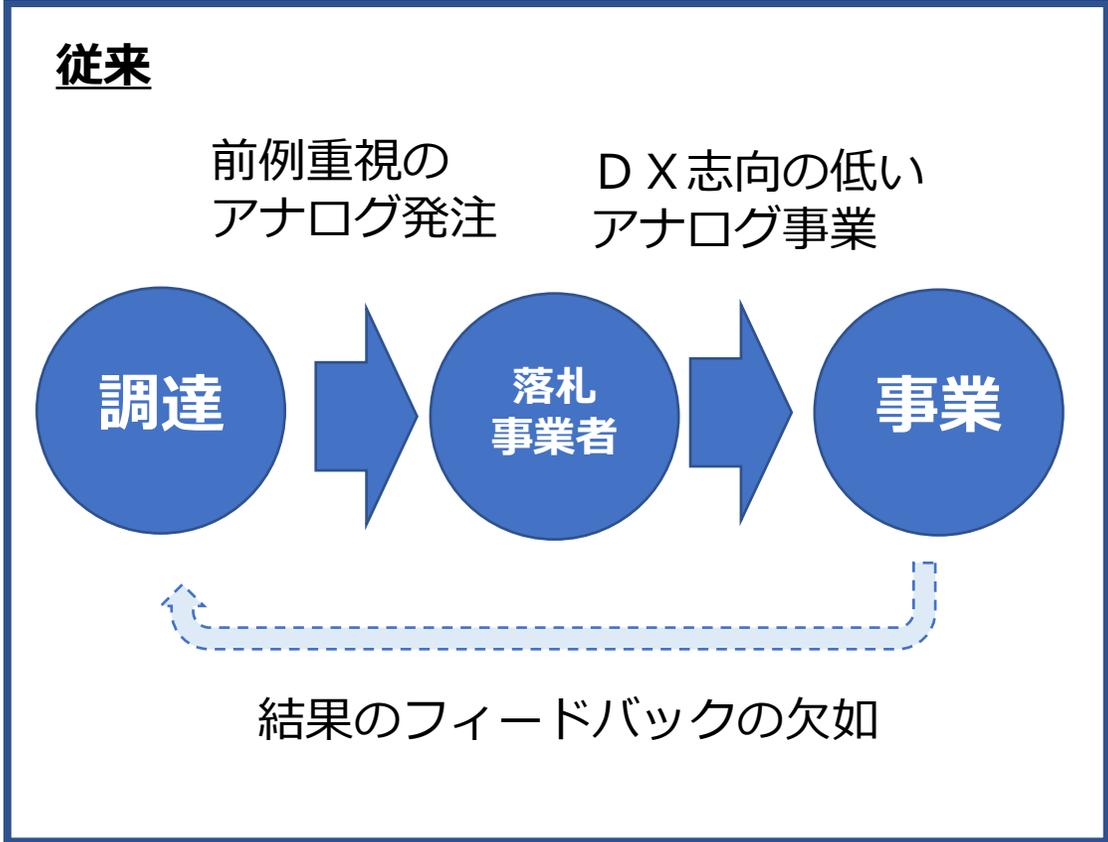
アナログ原則	項目名	淵源となる法令
対面原則	オンライン診療の全面解禁・恒久化	医師法
	オンライン服薬指導の全面解禁	薬機法
	要指導医薬品のオンライン販売の解禁	薬機法
	オンライン教育の全面解禁・恒久化	学校教育法
	バス事業者及びトラック事業者による乗務員へのIT点呼の全面解禁/自動点呼の開始 ※	道路運送法、貨物自動車運送事業法
	インターネット投票の解禁	公職選挙法
押印原則	処方箋の記名押印/署名義務における電子署名要件の柔軟化 ※	医師法、歯科医師法、薬剤師法
常駐・専任配置原則	「士」業の事務所2か所禁止規制の撤廃	社会保険労務士法、行政書士法、税理士法等
	建設工事の監理技術者が「オンライン監理」で複数の工事現場の業務を兼務することの解禁	建設業法
	食品衛生責任者の「オンライン管理」による無人店舗の実現	食品衛生法
	薬剤師と登録販売者の薬局・店舗における常駐配置の廃止(オンラインでの情報提供等) ※	薬機法
	労働者派遣事業におけるマッチング等業務を派遣元事業所で実施しなければならない規制の撤廃	労働者派遣法

要望事項 1 ② 新技術に対応するための規定の見直し

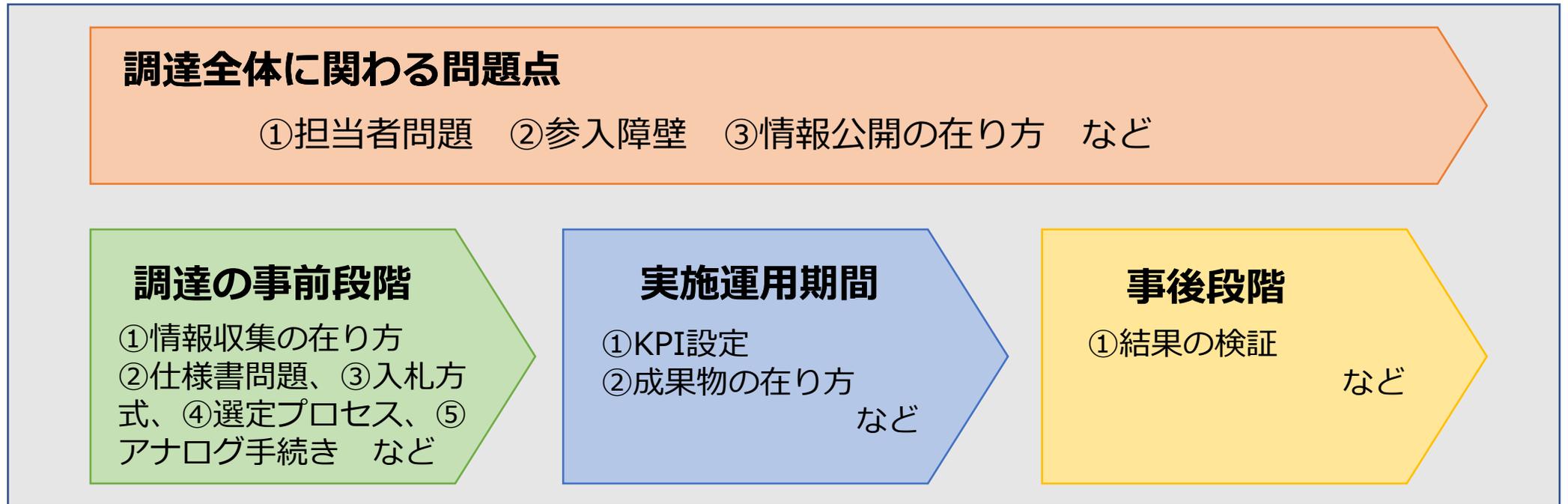
- AI/ブロックチェーン等の新技術を前提としていない既存法体系について、新技術活用を行う上で、どういう条件なら活用ができるのかという視点の検討が必要。
- その際、既存技術活用と新技術活用とのイコールフットイングを図ること、今後のために性能規定化していくことが必要

要望事項 1 ③ 公共調達DX化/柔軟な調達制度・会計制度の改革

- ◆公共調達におけるDX志向の低さが「デジタル敗戦」の要因の一つ
- ◆数十兆円規模の公共調達のDX化で、社会全体のDX化の着火点に
- ◆DX化を徹底した新たな調達手法の確立し、調達自体（会計制度含む）のDX化、落札事業者のDX化、事業のDX化を三位一体で進める



問題の所在



打ち手 (例)

- ✓ 総合職と一般職の縦割り排除を進め**企画立案～運用の一气通貫した体制を原則**
- ✓ 法整備などと同様**予算執行に関するインセンティブ設計を強化**すること

- ✓ **日本版SBIR制度を拡充し、サービス開発にも適用**
- ✓ 手続や成果物の納品等を柔軟化した**アジャイル型入札**導入（入札方式柔軟化）

- ✓ 一般競争入札の「安かろう悪かろう」を見直し

要望事項 1 ④ データ活用と流通促進のための構造改革

■データ基盤としてのベースレジストリ整備

- 新産業の創出や生産性向上・価値創出を生み出すための、整備方針の具体化と利用シーンと効果の明確化
 - ex) 法人関係情報の共有等によるワンストップ型行政の促進（許認可申請の手間削減、統計回答の手間削減等）
- 民間へのA P I 開放方針の具体化
- 整備に当たって阻害要因となりうる課題の整理（個人情報保護法等） cf 64頁

■デジタル経済社会を支えるための法的基盤の整備

- トラストサービスの包括的な枠組みの整備
- 書面の電子化や原本に関する通則法的な整理、ブロックチェーン活用を含めたデータ取り扱いの法体系の整理
 - ※デジタル社会を支える法的基盤もデジタル庁主導で整備されるべき

■データ流通・共有の拡大による国民便益の拡大

- ex) 『医療機関内に存在する医療行為の経過や記録（検査結果、画像、カルテ記事など）』の共有をデータヘルス改革の工程表に明確に位置付ける

■ 人材供給力確保のための教育改革（詳細次頁参照）

■ 雇用労働法制改革（解雇規制や時間給見直し等）

■ デジタル人材のスキルフレームワーク/標準の再設定と普及促進、 デジタル人材コミュニティ形成

■ 公務員制度改革

- 幹部公務員の任用を含め、『GovTech専門職』採用制度拡充と内製化
- 行政職員のデジタル素養をアップするための枠組みの整備
（公務員の「採用試験」と「昇格」への反映）
- 官民人事交流法の地方自治体版の制定

■ デジタル人材育成税制の導入

要望事項 1 ⑤ 人材供給力確保のための教育改革

- ✓ **コンピュータ・サイエンス、統計学、数学、プログラミング等の学科の整備拡充と大学入試での科目化（高校の科目『情報』の科目化等）**
- ✓ **産学連携のインキュベーションセンターの整備等**
- ✓ **大学の運営やカリキュラム設定等の抜本的な弾力化**
- ✓ **教員免許の弾力化、特別免許状制度の改善等による外部講師の活用**
- ✓ **海外学校との交換留学、単位互換等海外連携を強化**
- ✓ **株式会社等民間参入の促進**
- ✓ **教育課程特例校、研究開発学校の制度活用等によるモデル校の設定（米国のチャータースクール等を参考）**
- ✓ **アントレプレナーシップや自己肯定感向上のための独自カリキュラム教育機関設立**

供給数は、インド、中国が圧倒的。
日本は、周辺アジアの国を下回り、かつ、減少。

(単位 ; 万人)

大学の 年間卒業 業者数	世界 全体	日本	トップ3の国			(参考) 中国
			1位	2位	3位	
IT分野 専攻	151.2	3.4 (9位、 前年比 ▲1.4%)	インド 55.0	米国 14.8	ロシア 9.3	118.0※ ※エンジニアリ ング専攻のみ
STEM 関連分 野専攻	237.8	3.0 (13位、 前年比 ▲1.1%)	インド 113.7	米国 28.1	英国 10.2	25.6※ ※サイエンス専 攻のみ

(出典)2020年7月2日ヒューマンリソシア株式会社のプレスリリース「92カ国をデータでみるITエンジニアレポートvol.3 世界の大学等におけるIT教育について独自調査」をもとに作成

要望事項 1 ⑤ デジタル人材育成税制の導入

【趣旨】

- ◆オンライン化の進展でリモートワークなどが進み、人材育成の在り方も変化してきている。
特にバックオフィス業務やコミュニケーションツールとしてのSaaS（=Software as a Service）は、デジタル化を志向する企業にとって必須のものとなりつつある。
- ◆企業にとってのSaaS利用は、社員のコミュニケーションや職務環境の改善を通じて、一人ひとりの能力を直接的・間接的に向上させるという「人の育成・人への投資」という意味合いがある（それゆえ、利用者数に応じた従量課金の形態をとることが多い）。
- ◆現行のIT補助金やDX促進税制は、人に着目した制度設計というよりは、初期の設備投資を念頭に置いた制度設計になっているため、人材育成を促すための税制の構築が必要不可欠。

【具体策】

- ◆デジタル人材の育成・投資を促進するために、SaaS費用について税制上の優遇を与える（人材確保等促進税制への組み入れなど）

要望事項 1 ⑥ 『DX法制局設置法案』の制定

■ 『DX法制局』による「法制度のデジタル化原則」の徹底

- 既存法の評価と必要に応じ改正要請の機能
- 新規立法の法案提出の際にDXを阻害していないかを事前審査

デンマークでは、2018年7月以降に提案された法律は、デジタル対応の7つの原則を順守することが義務付けられている。

デジタル時代における法策定プロセス改革の動向

立法 プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令のデジタル対応を義務化 <ul style="list-style-type: none"> ■ 2018年7月1日以降に提案されたすべての法律は、デジタル対応の法律に関する7つの原則を遵守することが義務付けられた。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> ① シンプルで明確なルール ② 市民と企業とのデジタルコミュニケーションの促進 ③ 完全または部分的に自動化されたデジタル手続 ④ 当局間の一貫性（統一された概念とデータの再利用） ⑤ 安全で安全なデータ管理 ⑥ 公共のITインフラストラクチャの使用 ⑦ 詐欺やエラーの防止（制御の目的でITの使用をサポートするように設計する必要あり） </div>
組織・人材	<p>デジタル対応法の事務局は、2018年初頭に財務省の下で設立。 新しい法案の作成においてデジタル化が完全に検討されたかどうかを評価する。</p> <p><事務局のタスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法律草案のスクリーニング、法案に関する協議 ● 法施行の影響を評価するためのガイダンスとツールの開発と継続的な更新 ● デジタル対応法に関する省庁のカウンセリング

(出典) 経済産業省「デジタルガバメントに関する諸外国における先進事例の実態調査」報告書(2020年3月31日)

要望事項 1 ⑥ 『行政手続負担軽減法案』の制定

■ 行政手続対応コストベースの総量規制※が世界の潮流

※新たな規制を1つ追加した場合に1つの規制を廃止するという個数ベースの総量規制ではなく、新たな規制の遵守に必要な追加コスト相当分を、既存の規制の廃止・緩和等により捻出・削減するというコストベースの総量規制

国名	ルールの名称	実施時期	コスト削減効果
英国	1-in/1-out	2010年-2012年	2010年→2015年 ▲100億ポンド
	1-in/2-out	2013年-2015年	
	1-in/3-out	2015年-	
カナダ	1-for-1	2012年- 2015年からは法令上の義務	
ドイツ	1-in/1-out	2015年-	
米国	2for1 規制予算(※) <small>※連邦行政機関ごとに規制遵守費用の上限を予め設定</small>	2017年-	2017年 ▲99.8億ドル 2018年 ▲234.3億ドル 2019年 ▲134.7億ドル

(出典) 2019年12月公表の(独法)経済産業研究所・石崎隆・上席研究員レポート『事業者目線での行政手続コスト削減』、2020年4月の評価クオォタリーでの大阪大学教授・岸本充生氏による寄稿論文『トランプ政権における規制改革』をもとに作成

要望事項 1 ⑥ 民間企業が対応する年間コスト『行政対応コスト』

- 行政手続きのために、民間は少なくとも71.2万人分のコストを年間に負担。
- 農林漁業(36.3万)、電気ガス水道(18.8万)、複合サービス事業(48.4万)の従業者数を上回る数値。

コスト	国(実績)※1	都道府県(試算)※2	国+都道府県※3
作業時間(時間)	3億3,377万	8億9,901万	12億3278万
金銭換算(円)	8,208億	2兆2,862億	3兆1,070億
従事人数換算(人)	19万	52.2万	71.2万

(出典) 2019年12月公表の(独法)経済産業研究所・石崎隆・上席研究員レポート『事業者目線での行政手続きコスト削減』をもとに作成

◆市場環境の変化によって、日本市場における国内企業と海外企業との間でアンフェアな競争環境の問題などが顕在化

市場環境
の変化

①デジタルプラットフォームの生活への浸透

②スマホファースト時代に突入

③外資シェアの拡大

問題の
所在

「アンフェアな競争環境」、「競争政策上の問題」などが顕在化

具体的な
問題

法の域外
適用、
執行

アプリ
ストア寡
占問題

課税

参入
障壁

著作権

買収

<域外適用・執行>

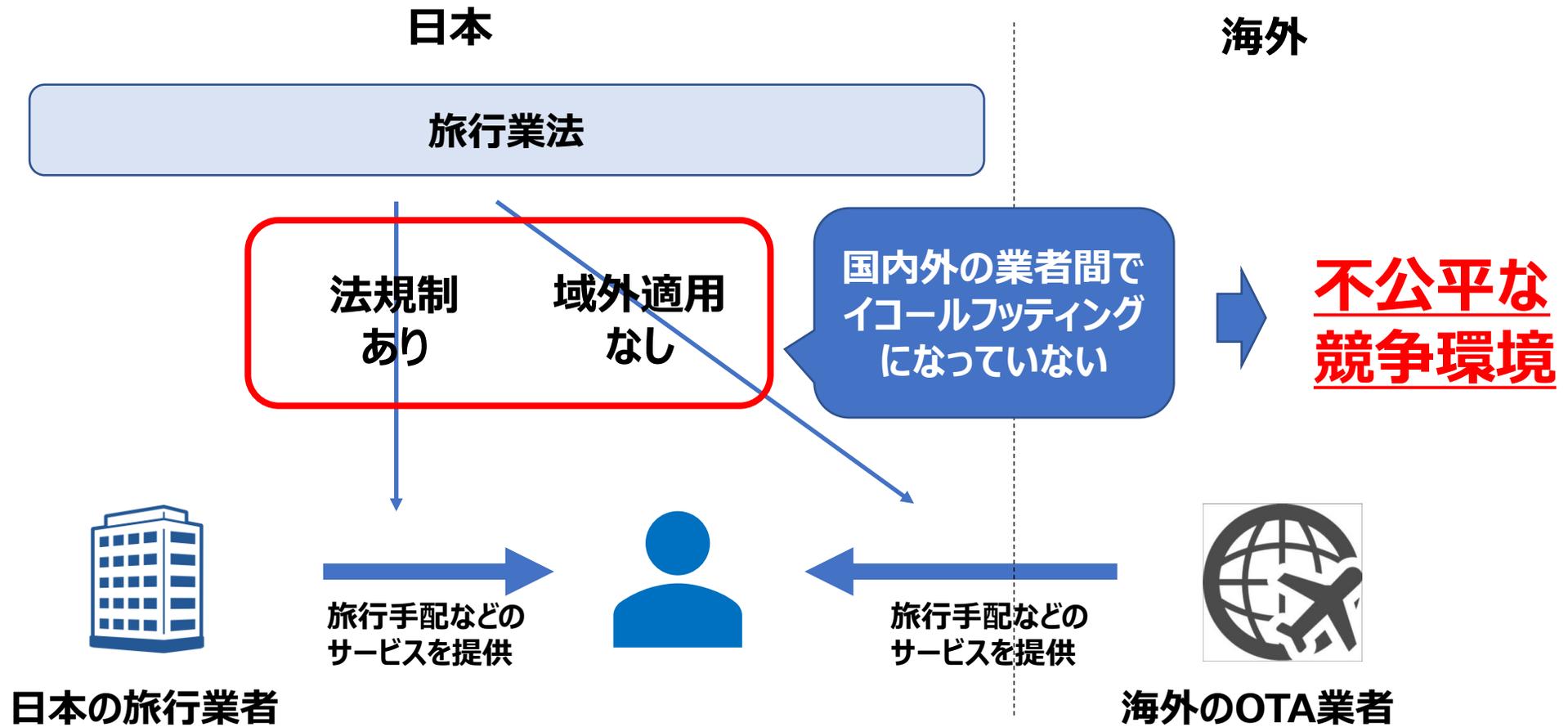
- ◆外国企業に対する法の域外適用と執行が十分ではないため、**国内企業と外国企業の間、コスト面などでの不平等**が生じている

(対応策)

- ◆国内法令については「**域外適用・執行をデフォルト化**」する関係**法令一括整備法**を制定すべき

要望事項 1 ⑦ 【参考事例】旅行業法

- ◆ 日本企業と外資企業で法適用や執行に差（規制対応コストに差）
- ◆ 例えば、旅行業法では海外OTA事業者には域外適用がなく、不公平な競争環境となっている



※OTA → Online Travel Agent

＜執行の強化＞

- ◆法の実効性担保のための**執行強化策**は不可欠。法適用できても執行できていないケースあり。**情報収集強化、体制強化**を強化する**新法を制定**すべき

① 情報収集の強化

➤ 会社法817条の厳格適用

会社法817条の「外国企業の日本における代表者を定めること」等の規定を厳格運用。加えて新法により違反業者への業務停止命令、日本からの国際送金禁止等の罰則追加

➤ 国内法人への資料提出義務の強化

海外企業と実質的に支配関係のある日本法人に対し、税務関連などに関わる資料提出を求める権限を強化。従わない場合には課徴金を設ける

➤ 日本国内で得た情報については国内サーバーへの保存を義務付け

② 執行機能の強化

➤ 裁判の国内管轄権

日本の消費者にサービスを提供する外資企業の国内法義務違反については、日本の準拠法に基づき管轄権を国内裁判所に定める

➤ 「国際執行庁」の創設

各執行省庁が持っている外国企業への権限を一元化し、専門人材を加え、執行を横断的に一括で担当することによって、執行強化をはかる

<中国市場の参入障壁>

◆ **日本企業の中国市場参入は困難**だが、中国企業は日本市場に参入

(具体的な事例)

- 日本のゲーム企業が**中国へ進出するには規制が多く困難**だが、中国から日本には参入可能な状態。中国での資本力をベースに日本で認知広げ数年後に資金を回収することなどもできる状態
- モバイルゲーム業界における**売上トップ30社のうち外資が多数を占めており、特に中国企業の売上が急増**。また**DL数ではトップ30社のうち外資が急伸**しており、将来的な売上可能性を考えるとかなりの脅威

(対応策)

- ◆ 相互主義原則にもとづき、**日中交渉による「参入障壁」の取下げ**要求
- ◆ 参入障壁を続けるならば**日本でも同等の規制を課す**（中国企業が日本市場に参入する場合は、日本企業との合併企業を立ち上げない限り事業ができない等）

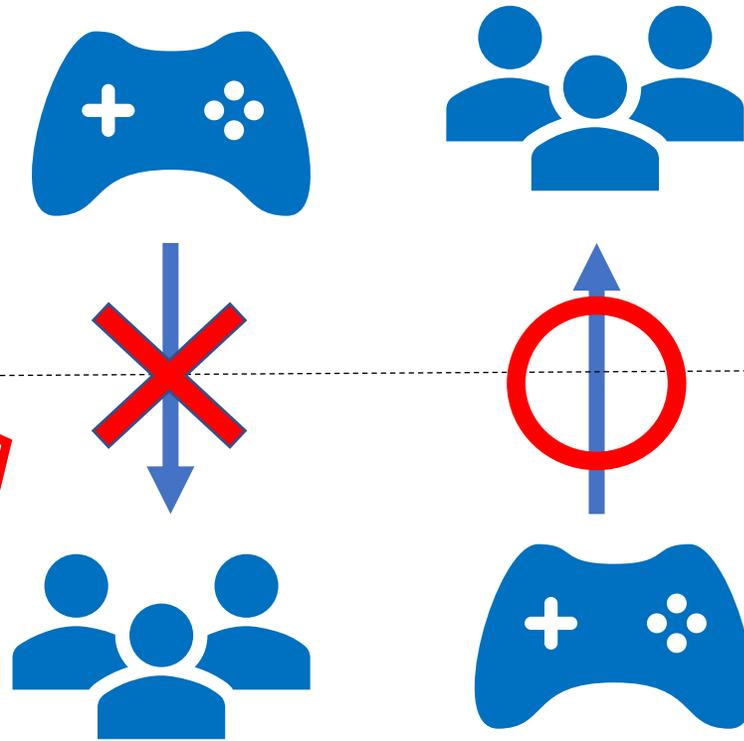
◆ 日本企業の中国市場参入は困難だが、中国企業は日本市場に参入

<日本企業が中国で配信するのは困難>

- ① 中国の現地販売会社との契約が必要
- ② 中国政府による承認が必要

※順守すべきレギュレーションは多数で複雑。承認までの手続きコストが膨大

日本のスマホゲーム市場



中国のスマホゲーム市場

<中国企業は日本市場にどんどん進出している>

- ✓ セールスTop100に中国ゲームが18タイトルで、売上総額は約429億円（前年同期比62.5%増）
- ✓ ダウンロードランキングTop100の内、日本産のスマホゲームは36作で、残りの64作は全て海外産

※2019年3月-6月「Sensor Tower」より

1. DX対応のための規制改革
2. ニューノーマルに対応したレガシー規制等の改革

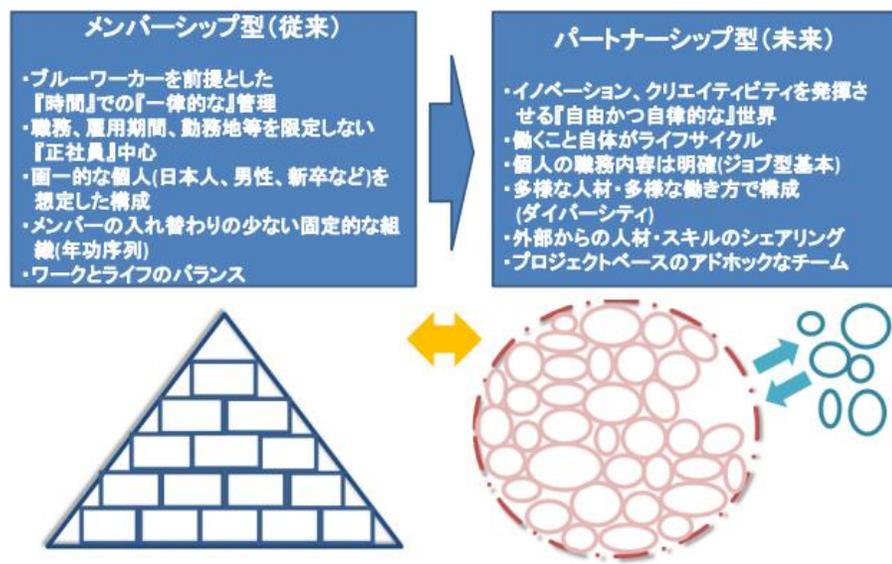
問題の所在

- 時間・事業場を前提とした労働法制について、今回のリモートワークの経験^①を踏まえ、そもそも働き方を考えるきっかけにするべきではないかとの声

必要な対応策

- 時間・事業場を前提とした労働法制の見直しの検討
- ※ 当連盟では従来から、『ベンチャー企業』『知識社会型対応企業』等の企業類型を設定し、これに相当する企業は、企業単位で、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない新たな柔軟な労働時間制度の創設を提案している

働き方の今までとこれから



組織と個人の新たな関係



要望事項 2 ① その他の労働法制の要望

- 時間と場所に制約されない働き方への環境整備
- 企業側のDX促進(ITインフラのクラウド化、リモートアクセス環境整備含む)に対する各種支援措置の充実強化

- クリエイティブワーク拡大のための裁量労働制の対象範囲の拡大
- 企画業務型・専門業務型の対象の明確化・柔軟化・範囲拡大 (スタートアップ企業での活用や『高度IT人材』『AI人材』育成等につなげる、課題解決型営業など新しい動向への対応など)

- 人材の流動性の確保
- 労働移動の促進
- 人材教育投資への支援措置の拡充
- 『セカンドキャリア』育成のためのマッチング支援等

要望事項 2 ① 裁量労働制の適用範囲の拡大

行政改革推進本部8チームの提言において、裁量労働制の適用範囲拡大について遅くとも2021年通常国会への法案提出が盛り込まれているものの、骨太の方針では、実態調査、制度の在り方の検討にとどまる。

〈提言4〉 経済構造改革ワーキンググループ

ポスト・コロナの「新常态(ニューノーマル)」に対応する
「時間・空間にとらわれない新しい働き方」のために

1. テレワークを最大限に活用できる時間管理のあり方

< 中略 >

- ・ICT(情報通信技術)を活用した「現認」の解釈の明確化
- ・「テレワークガイドライン」における、「テレワークを行う際の時間外・休日・深夜労働の禁止等」の規定を見直すことなど、個々人の状況に応じた働き方への対応
- ・本人の希望に応じて、所定時間内に深夜に業務の一部を実施する場合の、時間外や休日・深夜の割り増し手当の支給の弾力化など、時間外・休日・深夜労働の在り方の見直し
- ・時間によらない労働を前提とした雇用の仕組みとして導入された「高度プロフェッショナル制度」の実際のニーズを踏まえた改革

など多くの識者から指摘されている問題点を早急に対応すべきである。

また、多様な働き方の選択肢を確保する観点から導入されている「裁量労働制」の適用範囲拡大のための法案を遅くとも2021年の通常国会に提出することを求めたい。

行政改革推進本部8チームの提言（令和2年7月2日）

経済財政運営と改革の基本方針 2020
～危機の克服、そして新しい未来へ～

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (デジタルニューディール)

(3) 新しい働き方・暮らし方

① 働き方改革

< 中略 >

テレワークの定着・加速を図るため、新たなKPIを策定するとともに、中小企業への導入に向けて、専門家による無料相談対応や全国的な導入支援体制の構築など各種支援策を推進する。さらに、事業場外みなし労働時間制度の適用要件に関する通知内容の明確化や関係ガイドラインの見直しなど、実態を踏まえた就業ルールの整備に取り組む。ジョブ型正社員の更なる普及・促進に向け、雇用ルールの明確化や支援に取り組む。こうした中で、労働者が職務の範囲内で裁量的・自律的に業務を遂行でき、企業側においても、こうした働き方に即した、成果型の弾力的な労働時間管理や処遇ができるよう、裁量労働制について、実態を調査した上で、制度の在り方について検討を行う。フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、保護ルールの整備を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日）

■ 一律規制から、ビックデータ/リアルデータに基づくリスクに応じた規制への転換

<ニーズ・環境変化>

中小企業の資金需要と供給の現状



十分な貸出が行われていない



(出所)2019年4月11日 規制改革推進会議第14回投資等WGでの当連盟プレゼン資料『フィンテックを活用した新たな金融機能の創造』

■ 一律規制から、ビックデータ/リアルデータに基づくリスクに応じた規制への転換

現状の課題

12

- 小規模・創業期企業の企業間信用（＝運転資金）の需要を、伝統的な貸し手がカバーすることは困難
- (POS) レジ、電子商取引、予約、SNS、クラウド化された月次決算データ等、従来は利用困難だったものの、事業の健全性や将来収益の蓋然性を説明できる新たなデータが利用可能となっている
- 借り手の中には、金利よりも、手間の削減と時間短縮を優先するセグメントも多い。銀行における融資申し込みの手間を省くためには、ある程度の手数料を支払ってもよいと考えている。多くの新興企業の事業者は素早い融資判断を可能としている。だが、現状では素早い手続きの対価としての手数料は金利に含めざるを得ず受領が困難。銀行側で融資に要する固定費を回収するために例えば1か月の資金需要に対して3～6か月の融資を期間として対応するケースも多くみられる
- 事業者は典型的に個人の消費者より 高い責任人能力を有するにもかかわらず、個人と同じ15%・18%・20%の年利を想定した制約のもとにある。即時の判断が得られる短期融資ニーズを満たすことができない場合には、現在撲滅し切れていない、ヤミ金融のような違法な融資サービスの利用を促してしまう面があるのではないか

<要望事項>

→これらの事項解決に向けた調査・検討をお願いしたい

■ 一律規制から、リスクに応じた規制への転換

- 発行総額1億円及び投資家一人当たりの投資額50万円の上限規制の見直し

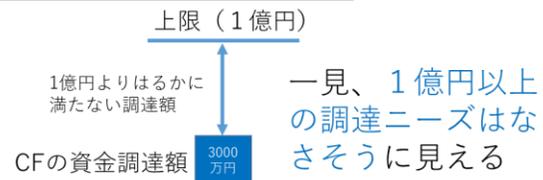
1億円要件について

金融庁のご認識

1億円以上の資金調達ニーズはない

- ✓ 1億円以上の資金調達ニーズが強いのなら、株式投資型CFの資金調達額は **上限の1億円に張り付くはず**。
- ✓ しかし、2017年実績によると1案件あたり平均取扱額は2,800万円、最大6,000万円弱にすぎない

■株式投資型CFだけでみると…



当連盟の認識

他の資金調達方法も考慮して判断すべき

- ✓ **1億円の算定には過去一年間の他の資金調達額が合算される**
- ✓ 株式投資型CFだけでみると1億円に満たない場合でも、**他の資金調達額をあわせると上限ぎりぎり**で調達している場合がある

■他の資金調達方法もあわせてみてみると…



9

50万円要件について

金融庁のご見解

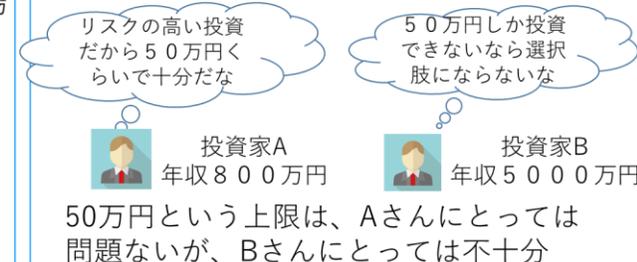
投資家保護のために50万円要件は必要

- ✓ 株式投資型CFはリスクの高い投資であり投資家の保護の観点は重要
- ✓ 現状の50万円の上限は、米国の制度も参考にしつつ設定されたもの
- ✓ 米国では、年収10万ドル未満の人の場合、「2,000ドル又は年収の5%のいずれか大きい方」が投資金額の上限となっている

当連盟の見解

投資家の属性についても考慮する必要

- ✓ 投資家保護の重要性に異論はないが、さまざまな属性の投資家がいることを考えると **一律50万円の要件は硬直的**
- ✓ **米国においては、年収及び資産額に応じた柔軟な上限額の設定がなされている**



12

① リスクテイク投資家層の拡大

【現状】

一般投資家の中には、一定の資産・投資経験を有し**一定のリスクをとれる**にも関わらず**適格機関投資家となる要件を満たさない者が多数存在**

【要望】

一定のリスクをとれる投資家（例：5千万円～1億円程度のリスク資産保有者）に対して、適格機関投資家と同様に、**プロ私募へのアクセスを許容**する

② 私募ルールの見直し

【現状】

少人数私募は「声かけ規制」であるため、インターネットで募集した時点で「少人数」の要件を満たさなくなる

【要望】

声かけではなく**購入人数の規制**とすることにより、**インターネットを通じた少人数私募の募集を認める**

要望事項 2 ⑤ SPACによる資金調達

1. スタートアップの誕生・規模拡大の環境整備

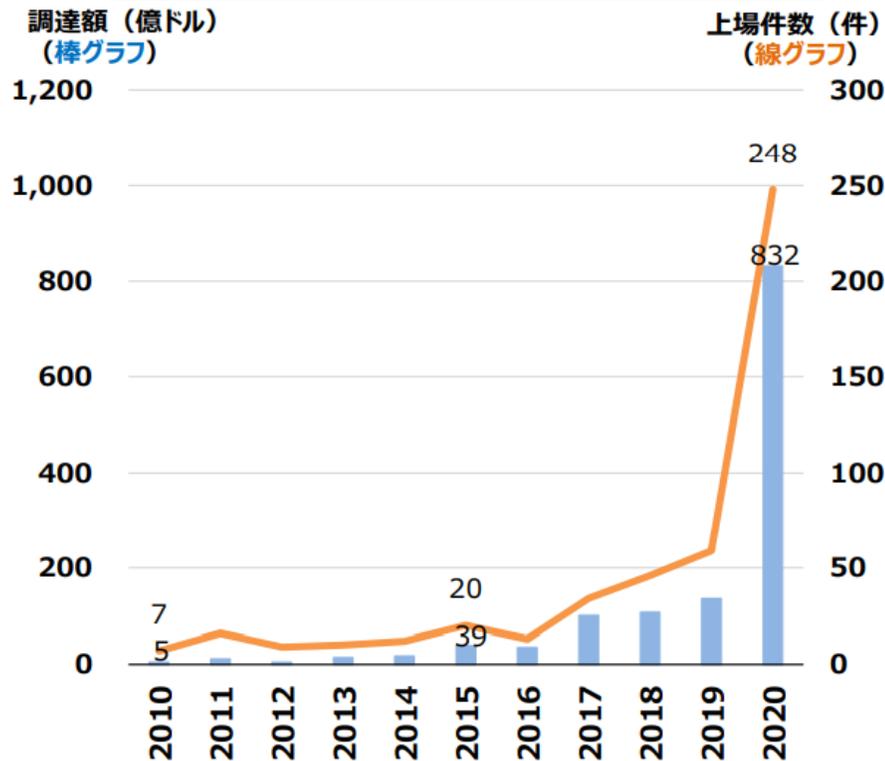
- 我が国では、スタートアップの数は依然として低い水準にとどまっており、かつ、成長するスタートアップは極めて少ない。スタートアップの創出・成長発展のための環境整備は、どうあるべきか。
- 我が国は、未上場のスタートアップに対する資金提供手段が不十分。諸外国では、創業まもない未上場の企業に対してもSPAC (Special Purpose Acquisition Company。非上場企業の買収を目的として上場した特別目的会社¹が他社を買収することで上場を実現する方式)という形態を使って、短期間のうちに上場し、資金調達を行う方法が拡大している。我が国においても、SPACによる上場方法を検討すべきではないか。
- また、我が国の資本市場は、未上場の企業への投資について、個人投資家による投資手段が限定され、VC以外の投資家の裾野が狭く、セカンダリー取引も小規模なものとなっている。未上場のスタートアップへのリスクマネーの流れを太くする観点から、特定投資家の範囲の拡大の検討など、諸制度の整備を検討すべきではないか。
- 我が国のIPOにおいては、上場時に起業家が株を売り出す価格(公開価格)が上場後の株価を大きく下回る状況にあり、IPOを行っても起業家の資金調達が小さくなる傾向があり、上場のインセンティブを歪めているという課題があるのではないか。健全な起業家精神の発揮を後押しすべく、公開価格の決定方法の見直しといった対応を検討する必要があるのではないか。
- 我が国はスタートアップに取り組む人材が不足しており、そのための人材育成や、起業に向けた風土・風潮の形成が重要課題。挑戦する人材、異端児を増やすため、教育のあり方が重要との指摘がある。このような観点から、人材育成システムや起業家教育のあり方について検討すべきではないか。
- また、アジアの企業と共同プロジェクトを行うアジアDX構想のように、大企業がスタートアップ企業に対して人材や資金の支援をリスクを取って行うエコシステムの構築を産業界とともに進めるべきではないか。

スタートアップ

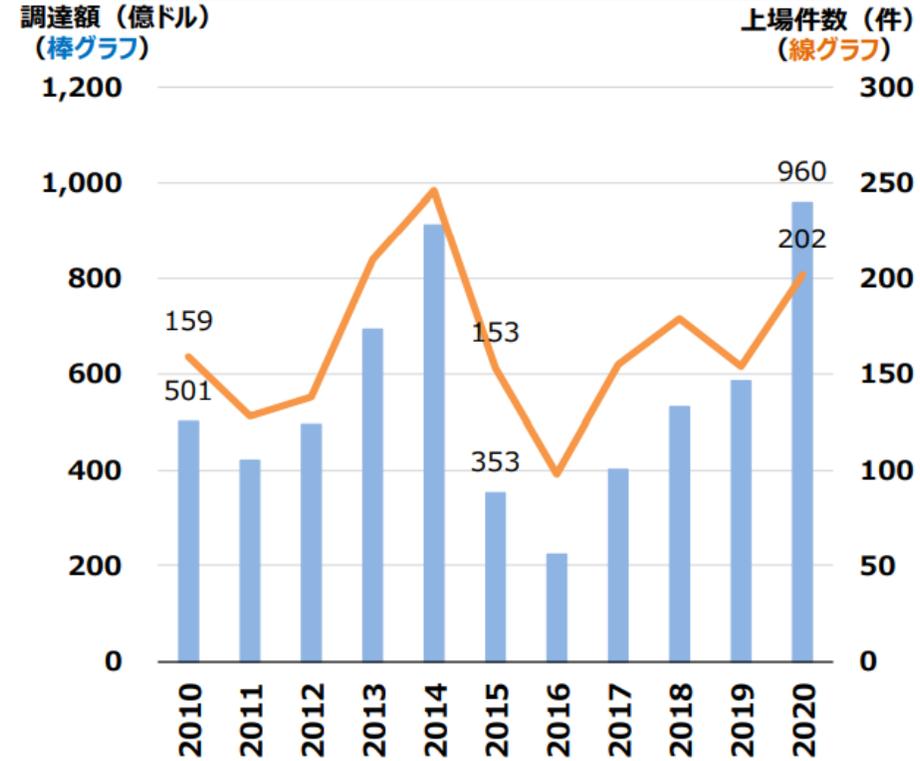
米国におけるSPACの増加

- 米国では、非上場企業が創業直後に上場できるSPAC（Special Purpose Acquisition Company（特別買収目的会社））の上場件数、調達額が近年増加。これにより、イノベティブな起業家が早期に資金調達。
- 特に2020年は空前の件数・額となっており、通常のIPOと同規模に。

米国のSPACの上場件数・調達額



米国の通常のIPOの件数・調達額



（注）米国は、4,000万ドル以上のIPO（上場時に公募しない形式を除く。）について集計したもの。

SPAC（特別買収目的会社）は、非上場会社の買収を目的とする特別目的会社で、創設直後に上場し、一般投資家から資金を調達。

（出所）SPAC Analyticsデータを基に作成。

【出典】第8回成長戦略会議（2021年3月17日）資料1より抜粋

スタートアップ

米国のSPACの概要

- SPACは、非上場会社の買収を目的とする特別目的会社で、創設直後に上場し、一般投資家から資金を調達。
- 上場しているSPACが非上場会社と合併することで、非上場会社は実質的に上場を達成。

SPAC上場の流れ

- ① 企業の目利き能力を持つ、著名な投資家や経営者がスポンサー（運営者）となり、非上場会社の買収を目的とする特別目的会社（Special Purpose Acquisition Company（SPAC））を設立。



- ② 運営者は、SPACの株式を株式市場に上場。一般投資家は株式を取得。

※上場により一般投資家から調達した資金は信託しなければならず、企業買収以外の用途には使用できず、出資者はSPACが合併を行う際に反対であれば出資金の返還を請求できるなど、投資家保護の仕組みあり。



- ③ SPAC上場後、運営者は、有望な非上場企業を選定し、合併を交渉。



- ④ 運営者と非上場企業の交渉がまとまると、運営者は、SPACと非上場企業との合併をSPACの株主総会で提案し、株主（一般投資家を含む）の承認を得る。



- ⑤ SPACと非上場会社が合併し、非上場企業は上場企業となる。

■ 観光は我が国の**経済成長の主要エンジン**であり、日本経済再生のカギとなるもの

※平成30年版観光白書によると、観光は、近年の経済成長に対しGDPに占める割合をはるかに上回る規模の貢献（名目GDP約40兆円増加（2012年から2016年）のうち4.5%程度）を果たしている

■ さらなる観光立国実現のため、観光産業の競争環境整備・生産性向上が不可欠であり、**以下の3点を提案**

1. 旅行業法の内外イコールフットイング

- 旅行業法を海外OTAに域外適用するとともに、執行を担保するための規定を整備すべき

2. オンラインを前提とした規制緩和

- 旅行業法の対面書面原則に係る規定を撤廃し、完全デジタルファースト化すべき
- 個人による有償の旅行相談の実施を解禁し、個人等の知識・経験の活用を促進すべき
- リアル店舗を前提とした旅行業務取扱管理者の制度を見直し、オンラインによるサービス展開に適合した制度とすべき

3. 地域活性化のための横串法の整備

- 魅力ある地域において、やる気のある首長が遊休不動産や自然環境等の地域資源を積極的に活用できるようにするため、各種法令において地方公共団体に向けられた規制を横串で緩和する特別措置法を整備すべき

Appendix

1. 今回の法案は、2012年6月の当連盟活動開始以来の主張の多くが盛り込まれたものと理解している。

デジタル庁の発足に向けて徹底的なデジタル化の推進に政府においては引き続き取り組んでもらいたい。

2. 一方、デジタル規制改革では対面規制の見直しがこの法案には盛り込まれていないことなど不十分な面もある。

また、デジタル社会推進の具体的な制度設計は今回の法案を受けてから詳細が決められていくとされている。政府全体のシステム・アーキテクチャやデータ戦略など、今後きちんと見極めていくべきものも数多くある。

引き続き、経済団体としてデジタル社会の構築に向けて必要な政策提言を行っていく予定である。

■ 新経済連盟の要望事項と政府対応の対比（次の3ページ参照）から浮かび上がる主な課題

大前提 イノベーションフレンドリー

課題① 国・地方の情報システムのあり方

課題② データ戦略の具体化と実装/データ利活用基盤としてのベースレジストリ整備の実装

課題③ デジタル人材育成政策(公務員制度改革、教育制度改革の具体化を含む)

課題④ 規制・制度のDXの徹底と行政対応トランザクションコストの削減

課題⑤ 越境経済下における適切な競争環境整備

新経済連盟の主要望事項と政府対応の対比表 (1)

新経済連盟の要望事項	政府対応
デジタル庁の組織構成と人材採用 <ul style="list-style-type: none"> 人事権を含めた司令塔機能の確保 幹部を含め少なくとも定員の5割以上を民間のエンジニア人材採用 	<ul style="list-style-type: none"> ■ デジタル庁設置法案 <ul style="list-style-type: none"> 総合調整機能（勧告権等）を有する 民間人を想定したデジタル監の設置
国及び地方公共団体のシステムアーキテクチャーの法定化(バラバラ問題の解消)とそれに伴う柔軟な調達制度・会計制度の実現 <ul style="list-style-type: none"> 脱・メインフレーム、脱・三層分離 コンテナ型クラウドプラットフォーム化、SaaS化、疎結合 A P I 開放義務化 ユーザファーストのためのUI/U X改善 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案 ■ デジタル・ガバメント実行計画（2020年12月） <ul style="list-style-type: none"> （仮称）自治体等共通SaaS基盤の構築 （仮称）Gov-Cloudの仕組みの整備 情報連携基盤（公共サービスメッシュ）の構築 民間タッチポイント ガバメントネットワーク整備プロジェクト ■ 調達制度・会計制度について今回の法案において直接の規定はなし（デジタル庁の予算権限等の規定を除く）
マイナンバー制度の抜本的改善 <ul style="list-style-type: none"> デジタル庁配下での制度運用、預金口座紐づけ等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案 <ul style="list-style-type: none"> 郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、JLIS法等の改正 ■ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案 ■ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案
データドリブン行政の枠組みの法定化と上記行政の基盤となるベースレジストリ整備の法定化	<ul style="list-style-type: none"> ■ デジタル社会形成基本法案 <ul style="list-style-type: none"> 基本方針に「多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データ標準化等）」、「公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備」等について規定

新経済連盟の主な要望事項と政府対応の対比表 (2)

新経済連盟の要望事項	政府対応
<p>国家公務員及び地方公務員の制度改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹部職員の任用を含め『GovTech専門職』採用制度拡充と内製化 ・ 行政職員のデジタル素養をアップするための枠組みの整備 (公務員の「採用試験」と「昇格」への反映等) ・ 官民人事交流法の地方自治体版の制定 	<p>■ デジタル改革基本方針に『国家公務員総合職試験デジタル区分の創設検討』の記載。総理所信表明でも言及。</p> <p>■ 総務省が『自治体DX推進計画』で地方公務員法の解釈を明示 『自治体が外部の専門人材を CIO 補佐官等として任用する場合、職務の内容や量に応じて、任期付職員や特別職非常勤職員として任用することが考えられる。これらの任用形態については、いずれも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業との雇用関係を継続し、従業員としての地位を保有したまま任用すること ・ 民間水準を考慮して給与を設定することが可能である。(任期付職員については、所属する民間企業から給与その他の報酬を得てその業務に従事することは、地方公務員法第 38 条による制限を受ける。)
<p>DXに対応した規制制度の整備と行政対応コストの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アナログ規制(対面原則/書面交付原則/押印原則等)の完全撤廃 (行政手続きと民間関係での『アナログ原則撤廃一括整備法』) 具体的改正事項リストも当連盟から提示 ・ 『DX法制局』整備により、反DXの法令の立案を阻止 ・ 諸外国並みに行政対応コストを総量管理削減するための法案制定 	<p>■ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 押印・書面の交付等を求める行政手続や民間手続を定める48法律の改正(民法、戸籍法、宅地宅建取引業法、建築士法、社会保険労務士法等) ⇒左記の具体的改正事項リストの一部が盛り込まれている <p>■ 規制の事前評価に、DX視点でのチェックシート導入予定</p>

新経済連盟の主な要望事項と政府対応の対比表 (3)

新経済連盟の要望事項	政府対応
<p>DX時代のデータ流通に対応した地方分権制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護条例バラバラ問題の解消 (個人情報保護法制2000個問題の解決) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法の改正 ・ 行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法の廃止 (個人情報保護法へ統合) ・ 地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールを規定 (個人情報保護法で規定)
<p>越境経済下での適切な競争環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種事業法等の域外適用・執行を一括してデフォルト化するための法案整備/域外執行のための体制の強化 (国際執行庁創設等) ・ アプリ寡占問題に対する独禁法の厳格な執行 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今回の法案において具体的な改正事項なし ※2020年の通常国会で、電気通信事業法と個人情報保護法については、域外適用等に関して一定の改正を措置済み ■ アプリ寡占問題における具体的な執行の進捗は現時点でない

公共調達の問題点

	項目	具体的な問題点
全体	担当者問題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「総合職」が企画立案者で「一般職」が調達担当者であるケースがあり、運用段階での施策解像度が低くなり、施策効果の最大化が図られないケースあり ✓ 担当者が頑張ってもインセンティブがなく、加えて失敗への風当たりが強いといった、施策効果の最大化を引き出す仕掛けが少ない
	参入障壁	前例主義や形式主義が蔓延りスタートアップ等にとって事実上の参入障壁に
	情報公開の在り方	調達ポータルに掲載のない案件も多く、省庁や自治体ごとに情報公開がバラバラ
事前段階	情報収集の在り方	「参考見積」制度の形骸化などもあり、実績ある事業者からの水面下での見積取得などにより前例主義が強化、参入障壁に
	仕様書問題	仕様書の下書きを事業者にゆだねるケースも（ベンダーロックインの由来の一つ）
	入札方式	事業内容に適した入札方式が採用されていないケースがある
	選定プロセス	第三者による選定を行う場合であっても、第三者の選定プロセス自体が不透明
	アナログ手続き	各省庁や自治体の提案に必要な書類はバラバラ、また押印なども残っている
実施運用・事後段階	KPI設定	KPI設定がなされていないか、また設定されていても不適當なケースが多い
	成果物の在り方	成果物が予め固定されており、アジャイル型で柔軟な納品が許されない
	結果の検証	結果を検証して次に活かす機運が低い

調達全体に関わる問題点と打ち手

◆担当者問題

- ✓ 「総合職」が企画立案者で「一般職」が調達担当者であるケースが多く、運用段階での施策解像度が低下
- ✓ 担当者が頑張ってもインセンティブがなく、失敗への風当たりも強い

- ✓ 全ての予算執行につき、総合職と一般職の縦割り排除を進め、**企画立案から運用まで一気通貫した体制を原則**とすること
- ✓ 法整備などと同様**予算執行に関するインセンティブ設計を強化**すること

◆参入障壁

- ✓ 前例主義や形式主義が蔓延りスタートアップ等にとって事実上の参入障壁に
- ✓ 既存事業者が省庁側と水面下で仕様書などを固め、手続きや納品形態が固定的なものにしてしまう

- ✓ **日本版SBIR制度を拡充し、サービス開発にも適用するとともに、スタートアップ枠も確保**
- ✓ 手続きや成果物の納品形態などを柔軟化した「**アジャイル型入札**」の導入を（入札方式の柔軟化）

◆情報公開の在り方

- ✓ 調達ポータルに掲載のない案件も多く、省庁や自治体ごとに情報公開がバラバラ
- ✓ 極めて短期間の調達情報の公表なども存在

- ✓ 調達ポータルへの**案件掲載の義務化**、また結果も掲載へ
- ✓ 緊急事態を除いて、一定期間の調達情報掲載の義務化

調達の前段階の問題点と打ち手

◆情報収集の在り方

- ✓ 「参考見積」制度の形骸化などで実績ある事業者からの水面下での見積取得などにより前例主義が強化、参入障壁に

- ✓ 事前のやり取りには**開示義務**を
- ✓ 【再掲】手続きや成果物の納品形態などを柔軟化した「アジャイル型入札」の導入

◆仕様書問題

- ✓ 仕様書の下書きを事業者にゆだねるケースも（ベンダーロックインの由来の一つ）

- ✓ 【再掲】事前のやり取りには開示義務を
- ✓ 【再掲】手続きや成果物の納品形態などを柔軟化した「アジャイル型入札」の導入

◆入札方式

- ✓ 事業内容に適した入札方式が採用されていないケースがある

- ✓ 一般競争入札は「安かろう悪かろう」を防ぐため**技術点への重点配分**を検討すべき（今のスタンダードは技術点200：価格点100）

◆選定プロセス

- ✓ 第三者の選定プロセス自体が不透明（前例主義に繋がっているおそれ）

- ✓ 第三者（有識者）による選定を行う場合は、形式的なスペック選定のみならず、**多様性（年齢、男女など）も重視**

◆アナログ手続き

- ✓ 各省庁や自治体の提案に必要な書類はバラバラ、また押印なども残っている

- ✓ 必要な手続きは全て**デジタル完結可能**とし、アナログ手続き（紙、押印、ファックス）などは早急に撤廃を

調達の実施運用・事後段階に関わる問題点と打ち手

◆KPI設定

- ✓ KPI設定がなされていないか、また設定されていても不適當なケースが多い（ex.オンラインイベントの参加者500人目標とされているところ、同時接続なのか参加総数なのかが分からない等）

- ✓ 価格の見積のみならず、KPI設定自体を民間側に聴取するスキームを確立
- ✓ または、民間側の自主的なKPI設定を評価する入札手法の導入（再掲：「アジャイル型入札」）

◆成果物の在り方

- ✓ 成果物が予め固定されており、アジャイル型で柔軟な納品が許されない

- ✓ 【再掲】手続きや成果物の納品形態などを柔軟化した「アジャイル型入札」の導入

◆結果の検証

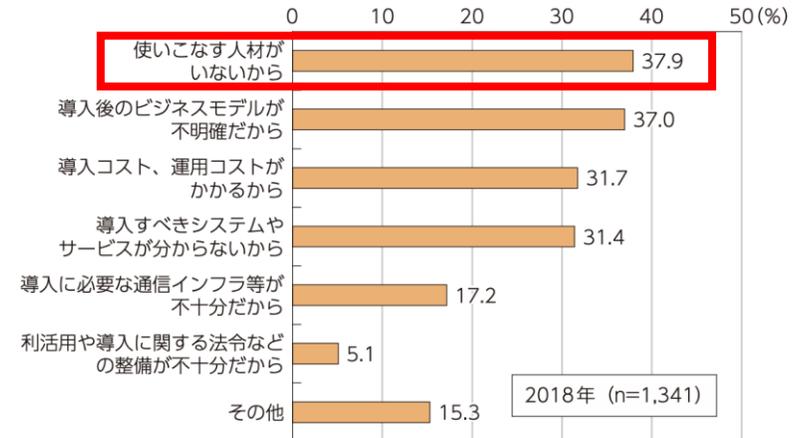
- ✓ 結果を検証して次に活かす機運が低い

- ✓ 【再掲】法整備などと同様予算執行に関するインセンティブ設計を強化すること

【方針】

- ◆ 現状、企業でAI戦略が立てられるトップ人材、現場でAIを使いこなす人材のいずれも圧倒的に不足
- ◆ AI人材を社会全体で育てる体制を構築に向け、**学生（リカレント含む）・企業・教員それぞれにインセンティブを付与する政策パッケージの導入が急務**

＜企業がAIを導入しない理由＞



(出典) 令和元年度情報通信白書

学生（リカレント含む）へのインセンティブ

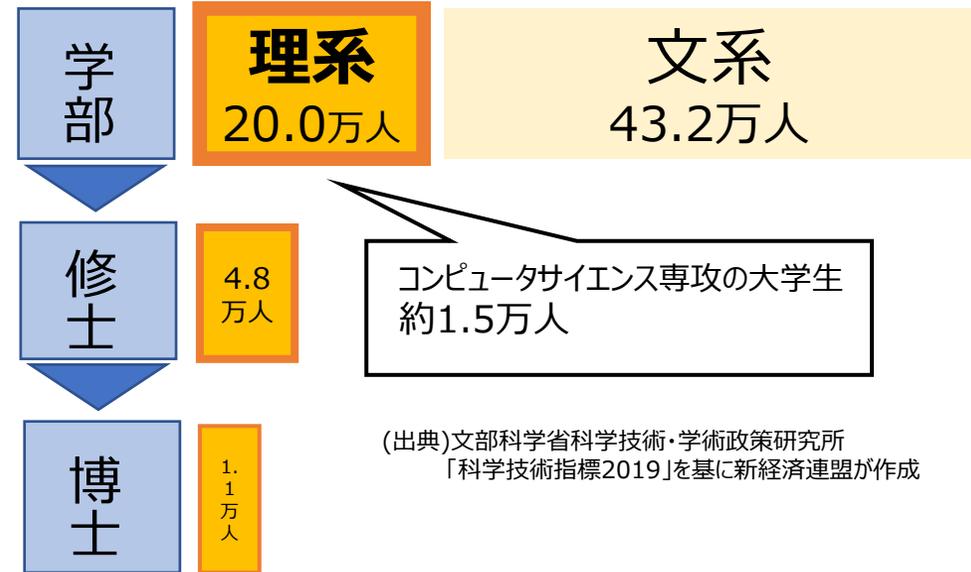
企業へのインセンティブ

教員へのインセンティブ

【方針】

- ◆ 日本では、いわゆる**文系・理系の割合は7：3（女性は8：2）**
- ◆ 文理問わず大学生のAIリテラシーを向上させる施策は動いているものの、同時に**理系学生を増やす施策も必要**
- ◆ また**社会人の学び直し（リカレント）**の体制充実も不可欠

＜日本の理系・文系数と修士博士の現状＞



【具体的な打ち手】

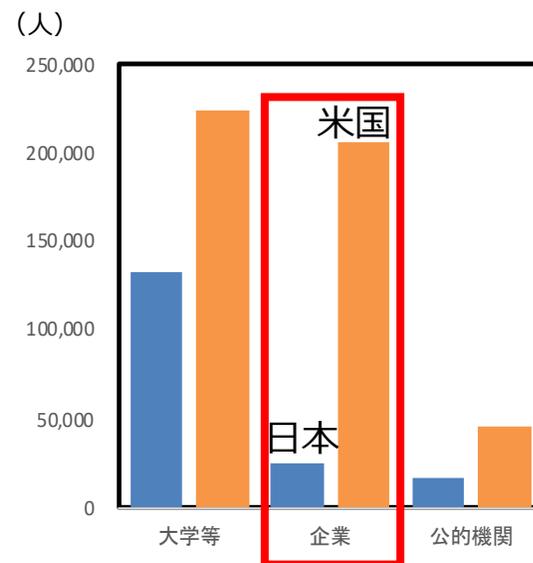
- ◆ 大学**設置認可**における**理系優遇**や情報系学生に対する**給付型奨学金拡充・海外留学**などの支援
- ◆ 企業とのコラボ促進のため**寄付講座費用補助**や**成果物の共有解禁**
- ◆ リカレント普及のため、**企業から大学への教育投資**（リカレント受入れ費用やPBL共同開発費用）を**全額税額控除**（赤字繰り延べ特例も含め）

AI人材の育成 –企業へのインセンティブ付与–

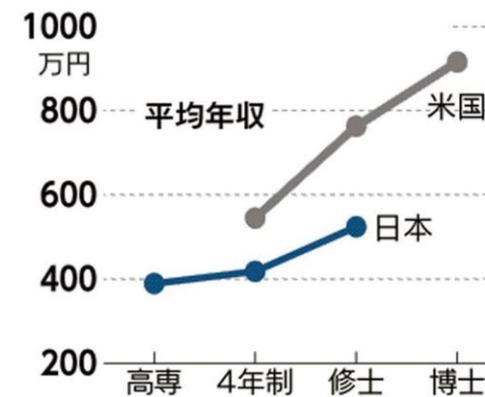
【方針】

- ◆ 日本では院卒の人材に対する**企業の受け皿機能が脆弱**
- ◆ AIの人材育成のためには**出口戦略が重要**。情報系の大学院において修士・博士号を取得した人材に対して**企業側が人材を採用しやすくするインセンティブ政策が必要**

日米の博士号勤務先比較



日米の収入比較



(出典)文部科学省科学技術・学術政策研究所
「科学技術指標2019」を基に新経済連盟が作成

(出典)日本経済新聞 (2019年12月8日)

【具体的な打ち手】

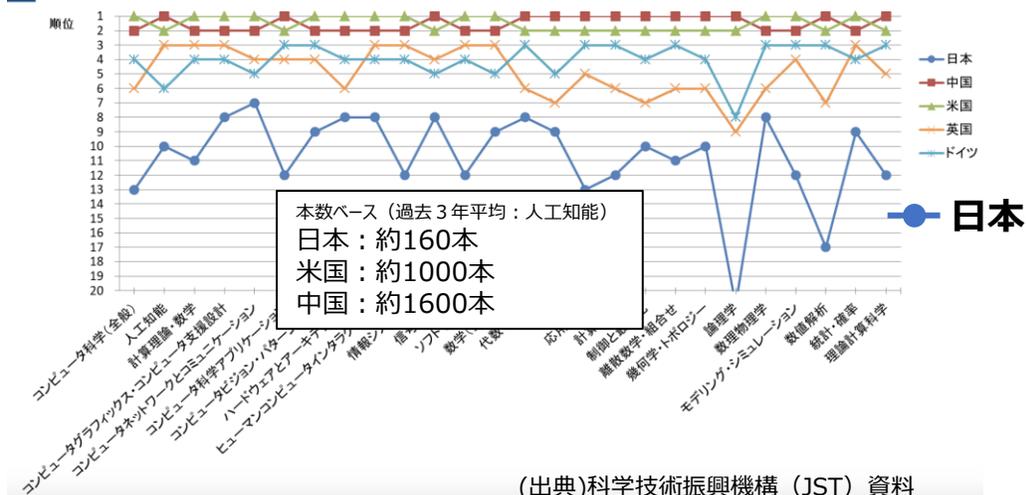
- ◆ ベンチャー企業や中小企業において、修士号又は博士号を取得した**AI人材の給与（一定期間）の全額を税額控除**（赤字繰り延べ特例も含め）
- ◆ ベンチャー企業や中小企業において、**外国の若手人材をAI人材として教育するために来日**させる場合（既に高度人材である者を除く）、その給与（一定期間）の全額を税額控除、または日本での生活支援

AI人材の育成 – 教員へのインセンティブ付与 –

【方針】

- ◆ AI人材育成の要である**大学教員が日本では圧倒的に不足**。AI人材育成を担当できる教員は全国で**100人程度**（出典：日本経済新聞2019年6月2日）
- ◆ 製造業では企業のエンジニアが大学で教鞭をとるなどのエコシステムが形成されていたがAI分野では未確立、結果的にAIの論文数なども低調に

コンピュータ科学・数学研究領域におけるTop10%論文の国際シェア順位
(2015-2017年発表のTop10%論文数の3か年平均値より)



【具体的な打ち手】

- ◆ AI関連の大学教員の**待遇改善**（民間から教員派遣する際の給与補填など）
- ◆ AIの**教授ポスト新設**（ドイツでは100以上の教授ポスト新設）、民間派遣
- ◆ 民間企業からのMOOC／データ提供に対するインセンティブ付与

統計 D X の推進

【現状と課題】

- 統計調査に関して、企業にとっては国や自治体から類似の調査が何本も届き、加えて税務申告や補助金申請等で行政にデータを提出しているのが実態。政府内でのデータ共同利用が途上で（例えば税務申告書は国税内でしか使用できない）、ワンスオンリー化が進んでいない
- 企業負担が大きい一方、その成果物である政府統計は企業実務で使い勝手が悪く、企業に十分に活用されているとは言えない。
- 同様に統計データはデータドリブン行政の要となるはずだが、用途が厳しく限定され I D / コードもバラバラで、政府内での活用にも課題。

【打ち手】

- 法人ベースレジストリの整備による「ワンスオンリー化」の徹底
- そのための政府内でのデータ目的外利用の法整備、共通 I D / コードの整備
- 統計データや行政データ（税務データ等）を、個人情報や企業秘密に配慮した上で政府内での利用を促進したり（調査データの用途拡大）、外部でも活用しやすくなる仕組み（匿名化したデータセットの提供、U I / U X の抜本改善）

【参考】ベースレジストリの経済効果（デンマークの事例）

- 直接的な業務効率化などの効果があるのはもちろんのこと、他部門に与える間接効果や経済インパクトが大きい。

デンマークの事例

- 改革しないと業務実施に10,236milDKK(1,664億円)かかる (シナリオ0)
- 605.6milDKK(98億円)の投資で、業務実施が2,740.6milDKK(445億円)になる(シナリオ1)
- 結果として、15年間で7,522.4milDKK(1,223億円)の効果が得られる見込み(1DKK=16.26円)
- 投資は、1年強で回収し、15年間で12.5倍の投資対効果(行政コスト)

Basic Data business Case

Mio.DKK, 2012-2027	
Programme costs w/o interest	605,6
Immaterial	192,6
Personel (wages)	208,8
Services	199,0
Risk reserve	5,2
Scenario 0 (no programme)	10.263,0
Personel (wages)	1.699,0
Services	177,6
Other	8.386,4
Scenario 1	2.740,6
Personel (wages)	693,9
Services	833,3
Other	1.213,4
Total benefits	7.522,4

データ管理コスト、修正コストなどで内部削減を計算。

住所データベースでは、2003年から2010年までの初期投資に€2.8m、経済効果€77mであり、民間も含め27.5倍の投資対効果(利用の70%が民間)

【参考】『観光立国復活へ向けた緊急提言』要旨

(2020年12月3日 当連盟より国土交通大臣及び観光庁長官へ提出)

- ◆ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け観光業は極めて厳しい状況
- ◆ ニューノーマル時代の観光モデルの早急な確立により、国内観光産業の復活、地方創生の加速とともに将来的なインバウンド回復に向けた環境整備を推進することが重要

旅行需要の平準化

- ✓ ワークেশョンの推進
- ✓ 小中学校の休日分散化や遠隔授業の推進
- ✓ GOTOキャンペーンの期間延長及び平日利用の促進

感染フリーな受け入れ体制の整備

- ✓ 対面接客店舗における感染対策設備導入支援・ホテルフロントにおける非対面チェックインの徹底
- ✓ キャッシュレス決済の普及促進
- ✓ 建基法の規制緩和/特例措置の導入
- ✓ 車両移動の増加への対応と渋滞緩和
- ✓ MaaSの利用促進による地方創生
- ✓ 密にならないアクティビティの利用促進（ゴルフ、グランピング等）
- ✓ MICEイベントの更なる振興・活用
- ✓ エンターテインメントやスポーツ施設の興行の支援及び規制緩和

インバウンド回復に向けた環境整備

- ✓ 空港の受け入れ体制整備支援・空港事業者の競争力強化支援
- ✓ 医療機関のサポート強化
- ✓ 観光施設における多言語環境の整備
- ✓ 新たな需要の喚起（eスポーツ、ヘリコプター、食を通じたコンテンツの充実）
- ✓ 国内宿泊事業者の競争力強化支援

GOTOキャンペーン等の需要喚起策と平行し徹底した感染対策を行うことで、世界に先駆けて観光産業を復活させることができる

なお、感染対策への支援手法としては、感染対策にかかる費用の法人税等からの控除*が有効

①生産性向上に向けた物流改革

於：3月17日 規制改革推進会議 投資等WG（第9回）

②医療分野における電子認証手段の見直し支援

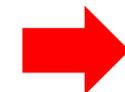
於：3月22日 規制改革推進会議 医療・介護WG（第9回）

③ベースレジストリの整備・連携 ～不動産関連の要望～

於：3月24日 規制改革推進会議 成長戦略WG（第7回）

①生産性向上に向けた物流改革

<h2>課題</h2> <p>※会員アンケート（本年2月）から抽出した主な課題</p>	<h2>要望</h2>
<h3>1. バックオフィス業務のアナログ対応</h3> <p>行政手続き、民間契約取引業務、運行管理業務等での『対面・書面・押印原則』の見直し</p>	<h3>1. 物流のD X</h3> <ul style="list-style-type: none"> • 点呼の『対面原則』の撤廃／性能規定化 • A I を活用した点呼の自動化・無人化※ ※『デジタル技術を活用した規制の合理化の実証事業』と位置づけて実証し、省令改正等の制度化
<h3>2. 物流需要変動への対応の不十分性</h3> <p>ラストワンマイル配送円滑化のための多様なリソース活用（自家用有償運送、貨客混載等）</p>	<h3>2. ラストワンマイル配送の円滑化</h3> <p>自家用有償運送の活用</p>
<h3>3. サプライチェーンの非効率性</h3> <ol style="list-style-type: none"> ① 物流標準の推進(各種文書様式・業務・データ形式等がバラバラ) ② 交通情報、気象情報、標準運賃等のオープンデータのさらなる促進 ③ 物流A P I のさらなる促進 ④ 複数の企業が協働・連携したデータ基盤の整備 	<h3>3. サプライチェーンの最適化</h3> <p>物流標準化、物流・商流データ基盤構築、オープンデータの推進 ⇒デジタル庁の『データ戦略』と連携しながら、内容の明確化と工程表の策定</p>

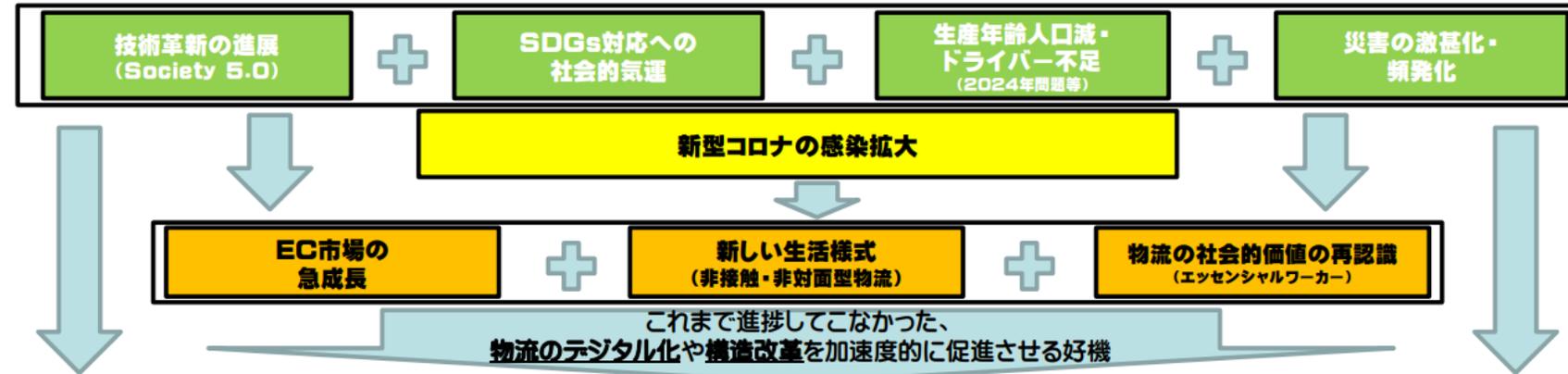


次期物流政策大綱での実現

①生産性向上に向けた物流改革：次期『総合物流施策大綱』の概要

我が国が直面する課題と今後の物流施策

参考資料2



新型コロナ流行による社会の劇的な変化もあいまって、我が国の物流が直面する課題は先鋭化・鮮明化

①物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化 (簡素で滑らかな物流)

- 物流デジタル化の強力な推進**
手続書面の電子化の徹底、データ基盤の整備、特殊車両通行手続の迅速化、非対面点呼の促進 等
- 労働力不足や非接触・非対面型の物流に資する自動化・機械化の取組の推進**
物流施設へのロボット等の導入支援、隊列走行・自動運転の実現に向けた取組の推進 等
- 物流標準化の取組の加速**
加工食品分野における標準化推進体制の整備と周辺分野への展開、業種ごとの物流の標準化の推進 等
- 物流・商流データ基盤等**
物流・商流データ基盤の構築と社会実装の推進、港湾関連データ基盤の整備、物流MaaSの推進 等
- 高度物流人材の育成・確保**
物流DXを推進する人材に求められるスキルの明確化・発信、学習機会の提供 等

③強靱で持続可能な物流ネットワークの構築 (強くしてしなやかな物流)

- 感染症や大規模災害等有事においても機能する、強靱で持続可能な物流ネットワークの構築**
災害発生時の基幹的海上交通ネットワーク機能の維持、「ヒトを支援するAIターミナル」の各種取組の推進、自動運転・隊列走行を見据えた道路整備 等
- 我が国産業の国際競争力や持続可能な成長に資する物流ネットワークの構築**
重要物流道路の拡充等トラックの大型化に対応した道路機能強化、国際コンテナ戦略港湾政策の推進、農林水産物・食品の輸出拡大 等
- 地球環境の持続可能性を確保するための物流ネットワークの構築(カーボンニュートラルの実現等)**
モーダルシフトのさらなる推進、荷主連携による物流の効率化、

②労働力不足対策と物流構造改革の推進 (担い手にやさしい物流)

- トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備**
商慣習の見直し、標準的な運賃の浸透、「ホワイト物流」推進運動の推進、ダブル連結トラック等の活用支援 等
- 内航海運の安定的輸送の確保に向けた取組の推進**
船員の確保・育成、働き方改革の推進、荷主等との取引環境の改善 等
- 労働生産性の改善に向けた革新的な取組の推進**
共同輸配送のさらなる展開、倉庫シェアリングの推進、再配達削減、ラストワンマイル配送円滑化の推進 等
- 農林水産物・食品等の流通合理化**
ストックポイント等の流通拠点の整備、卸売市場等における自動化・省人化、標準化やパレット化の促進 等
- 過疎地域におけるラストワンマイル配送の持続可能性の確保**
貨客混載や共同配送の推進、ドローン物流の社会実装化 等
- 新たな労働力の確保に向けた対策**
女性、高齢者、外国人等の多様な人材が活躍できる職場環境の整備、オペレーションの定型化・標準化 等
- 物流に関する広報の強化**
物流危機の現状や持続可能な物流の確保の重要性に関する社会の共通認識を高めるための広報活動の強化

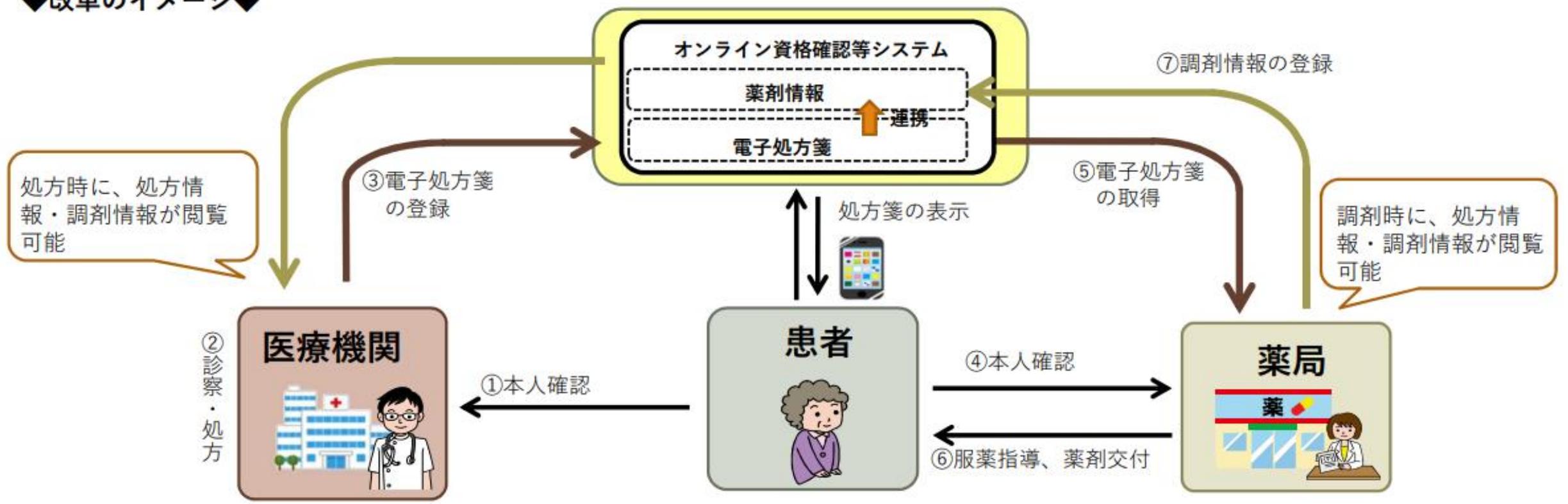
【出典】2020年代の総合物流
施策大綱に関する検討会提言
(2020年12月23日公表)

②医療分野における電子認証手段の見直し

現状の課題	要 望
<ul style="list-style-type: none"> • 厚労省は、データヘルス改革として、処方箋の電子化につき2022年夏本格運用を目指している。 • それに備えるためには、『デジタル完結』の観点から 処方箋交付・調剤時等の円滑なデジタル認証の実現は必要不可欠かつ喫緊の課題。(2022年問題) • 一方で、電子署名は普及していない。 	①オンライン医療の恒久化 (医療の対面原則の撤廃)
	②オンライン服薬指導の恒久化 (医療用医薬品のオンライン販売の対面原則の撤廃)
	③要指導医薬品のオンライン販売の対面原則の撤廃
	④医師・薬剤師の処方箋等を行う電子署名手段の多様化 (民間で行われているクラウド型電子署名サービスの活用)

②医療分野における電子認証手段の見直し：目指すべき『デジタル完結型医療』

◆改革のイメージ◆



【出典】第7回 データヘルス改革推進本部（2020年7月30日）資料1
「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プランについて」（厚生労働省）より抜粋

② 医療分野における電子認証手段の見直し：具体的な要望事項

【電子署名が普及していない理由】

① HPKIが普及していないこと

※HPKIが内蔵された医師資格証発行枚数：18,031枚、全国医師数取得率：5.5%
(2021年2月26日集計、医師会資料)

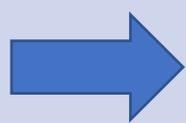
※HPKIが内蔵された薬剤師資格証発行枚数：540枚超 (2020年3月末、薬剤師会資料)

② HPKI以外の認証手段が認められているかが不明確であること

電子署名法2条1項に該当する電子署名でありさえすれば、HPKI方式以外の電子認証手段も広く認められることを明確化するために、関係ガイドラインを改正し、医療関係者等に周知徹底を図る

③ベースレジストリの整備・連携 ～不動産関連の要望～

発生している問題	原因
<p>1. <u>取引コストが高く不動産流通が活発化しない</u> 事業者：事務コスト高い 消費者：情報の透明性が低く非対称 行政：対応コスト高い</p>	<p><u>不動産をめぐる環境が未来志向になっておらず旧態依然のアナログ（『不動産テック』に進む前の段階）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 不動産登記手続きが完全デジタル化されていない • 事業者の物件調査に必要な情報を共通IDで突合できる基盤がない • 行政側の情報が機械可読可能のオープンデータになっていない、API開放されていない
<p>2. <u>空き家問題（※）、所有者不明問題等不動産の管理運用に係る社会的課題が発生し、対応が必要</u></p> <p>※2033年には、1/3が空き家に。 活用可能な空き家は48万戸。</p>	<p><u>登記情報が実態と乖離しており、土地建物の場所の特定と所有者の確認ができないため、上記1.の課題と相まって、不動産流通そのものが停滞し、不動産活用ができず、左記問題の抜本的解決にならない</u></p>



車の両輪として、①デジタル化と②共通IDにより突合させるデータベースの整備・連携が不可欠

【要望事項①】

不動産分野におけるベースレジストリの内容具体化と整備運用

『不動産ID』＋『不動産情報バンク』

※国交省が進めていた不動産総合DB構想の試行運用は2017年3月末で終了したままであるが、それを**拡充復活**して**デジタル庁の司令塔機能**のもとに**データの一元集約・再構築**を強力に推進する。

※**民間事業者へのAPI開放、ユーザーフレンドリーなUI/UXの整備**

【要望事項②】 【上記要望事項①の実現の前提として必要不可欠な環境整備】

地番、住居表示等地理空間情報の利用と個人情報保護法との関係の整理と必要な対応

※いわゆる『**散在情報**』である上記情報を含めた**不動産関連情報の適正利用ルール**の作成等により、**保護と利用のバランス**を図る cf **来年4月施行予定の改正個人情報保護法16条の2**

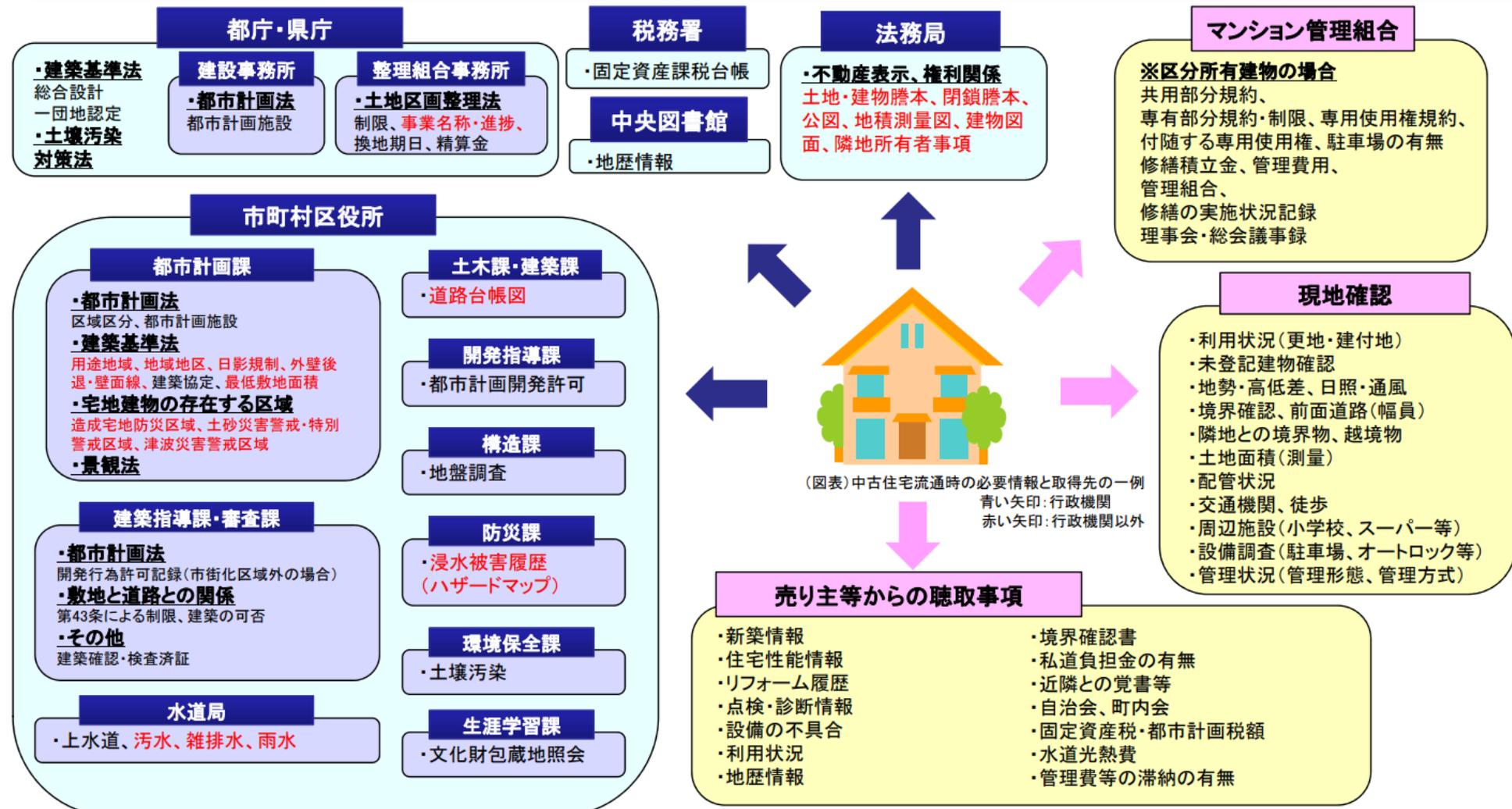
【要望事項③】 【上記要望事項①と一緒に実現することが必要不可欠なもの】

不動産登記申請手続きのデジタル完結等

オンライン申請の周知徹底と活用、添付書類含めたデジタル完結、CSV形式のダウンロード/アップロードや一括申請可能化、参照系API開放、無償化の検討 等

③ベースレジストリの整備・連携 ～不動産関連の要望～：IDで突合できない現状

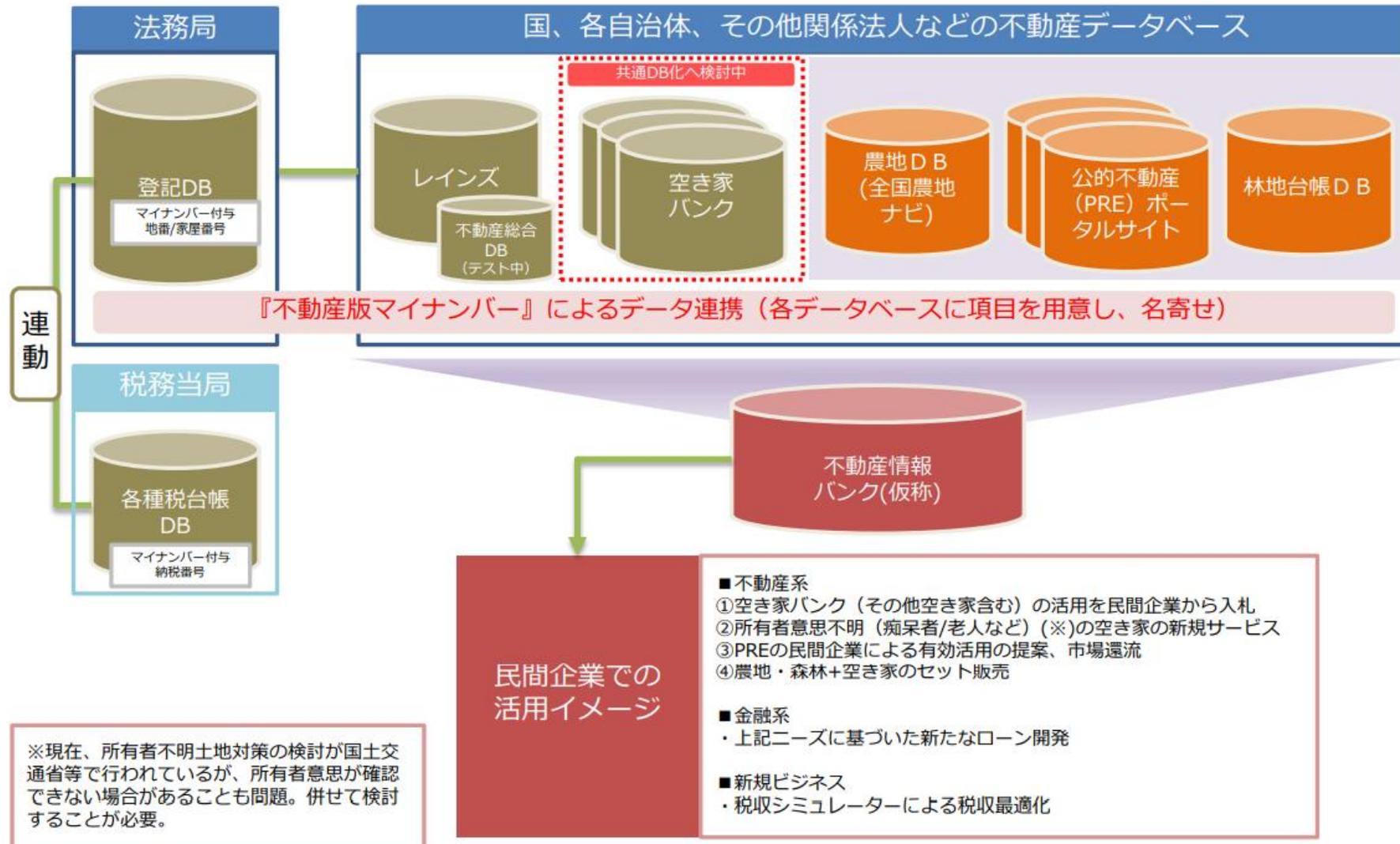
・重要事項説明に必要な情報が、**各機関に分散**しており、複数の窓口に出向く**物件調査の負担が大きい**。
 ・特に中古住宅の調査は複雑で時間も手間も掛かるため、**消費者への状況提供が不十分になりやすい**。

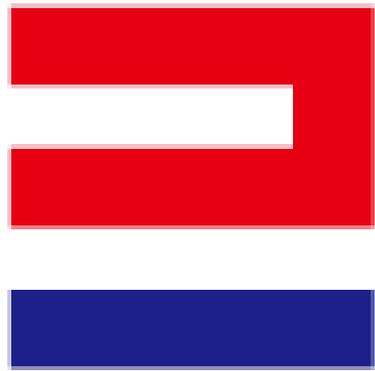


※オンライン化されているものを赤字にて表記

③ベースレジストリの整備・連携 ～不動産関連の要望～：全体構想の具体的なイメージ

共通IDとしての『不動産版マイナンバー』を用意し、それをキーに、中央政府機関、地方公共団体、その他関係法人の不動産関連データベースを連携する。地理空間情報とも連携。





新經濟連盟

Japan Association of New Economy